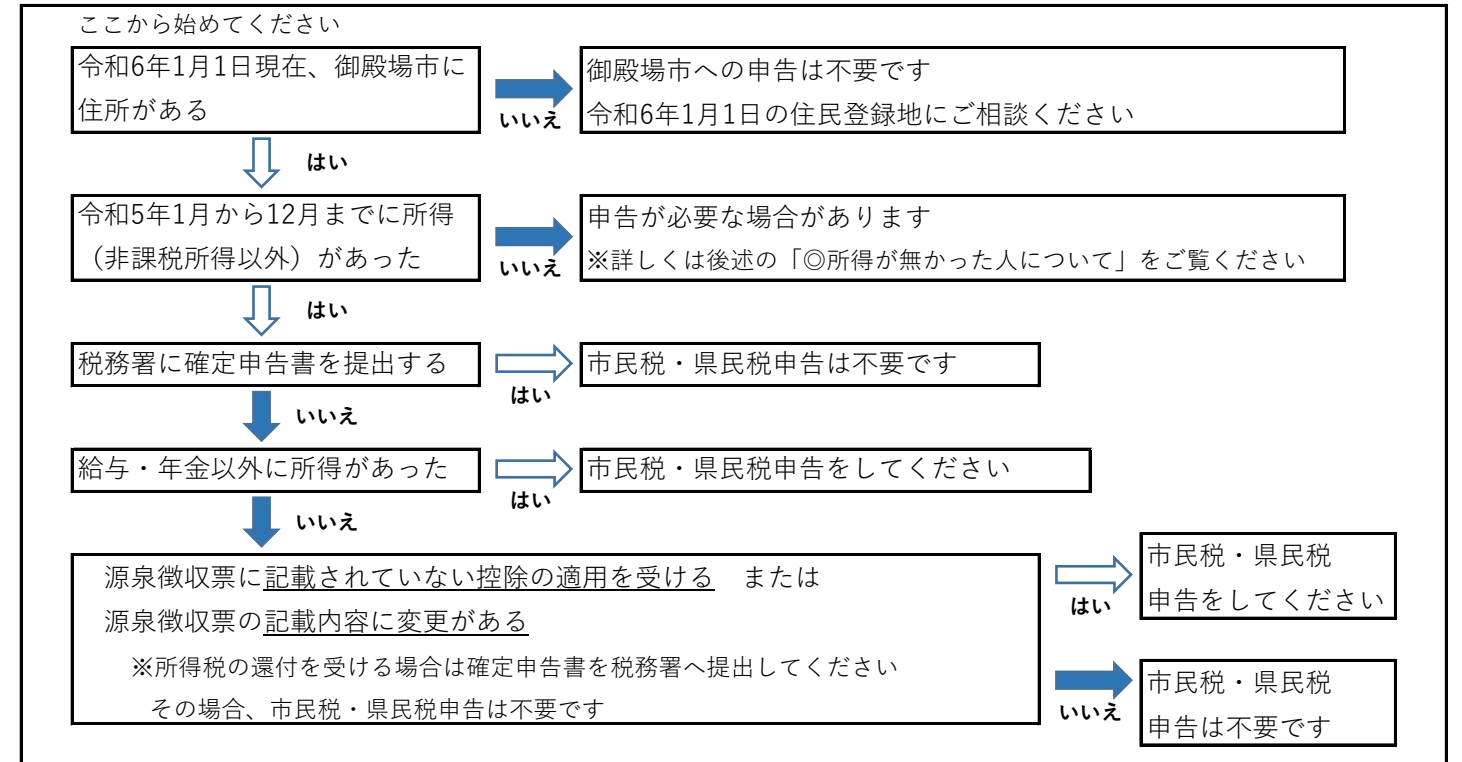


令和6年度 市民税・県民税申告の手引き 御殿場市

市民税・県民税は、前年中の所得に対して課税されます。
この手引きをよくお読みいただき、令和5年1月から12月までの所得を申告してください。

申告判断表

この表を参考に、ご自身が市民税・県民税の申告を行う必要があるかご確認ください



◎所得が無かった人について

令和5年1月から12月までに所得がなかった人や非課税所得（障害年金、遺族年金など）のみの人は原則申告の義務はありませんが、所得課税証明書等の取得、国民健康保険税の算定や給付、国民年金保険料免除の申請、児童扶養手当の支給、保育料の算定、公営住宅の家賃算定などを行う際には必要となります。

申告するときに必要なもの

- ①市民税・県民税申告書
- ②「マイナンバーカード」または「番号確認書類と本人確認書類」
- ③令和5年1月から12月までに所得があった人は、その所得を証明できるもの
例：源泉徴収票・給与等の支払明細書・収支内訳書・その他帳簿類 等
- ④社会保険料（国民健康保険税・国民年金保険料など）、生命保険料（一般・介護医療・個人年金）、地震保険料（旧長期損害保険料含む）、寄附金等の支払証明書又は領収書
- ⑤控除対象となる医療費がある人は、医療費控除の明細書（事前に作成してください）・医療費通知書
- ⑥障害者控除を受ける場合は、身体障害者手帳・療育手帳・障害者控除等認定書
- ⑦代理人が申告する場合は、代理権を確認できる書類（委任状など）
※②⑦について詳しくは裏面の「◎本人確認書類について」をご覧ください

※市民税・県民税申告書は郵送で提出することができます。
必要な書類を同封して右記まで送付してください。
※所得や控除の計算は省略できます。詳しくは「◎計算を省略して申告書を提出する方法について」をご覧ください。

◎お問合せ
御殿場市役所総務部課税課市民税スタッフ
〒412-8601 御殿場市萩原483番地
TEL (0550) 82-4129 (直通)

◎本人確認書類について

【本人が申告する場合】 下表の①と②の両方をご用意ください

①	マイナンバーを確認できる書類	以下の書類のうち1つ マイナンバーカード・通知カード・マイナンバーの記載のある住民票・マイナンバーの記載のある住民票記載事項証明書
②	身元を確認できる書類 (アまたはイ)	ア 顔写真付きの以下の書類のうち1つ マイナンバーカード・運転免許証・運転経歴証明書（平成24年4月1日以降に発行されたもの）・身体障害者手帳・精神障害者保険福祉手帳・療育手帳・パスポート・在留カード・特別永住者証明書 等
		イ 顔写真なしの以下の書類のうち2つ 公的医療保険の被保険者証・年金手帳・戸籍の附票の写し（謄本抄本とも可）・納税証明書・源泉徴収票・納税通知書 等

【代理人が申告する場合】 下表の③から⑤の全てをご用意ください

③	代理人の代理権を確認できる書類	以下の書類のうち1つ 本人が作成した委任状（原本）・税務代理権限証書 等 ※ 同世帯の家族の場合は不要です
④	本人のマイナンバーを確認できる書類	必要書類のうち1つ 【本人が申告する場合】の①と同じ
⑤	代理人の身元を確認できる書類 (ウまたはエ)	ウ 顔写真付きの書類のうち1つ 【本人が申告する場合】の②のアと同じ
		エ 顔写真なしの書類のうち2つ 【本人が申告する場合】の②のイと同じ

◎計算を省略して申告書を提出する方法について

各所得や控除の計算については、全ての項目を記入いただく必要はありません。下記の必須項目に記入いただき、添付資料を同封していただければ申告書の提出が可能です。必須項目以外の記入内容に不足があった場合でも、詳細について職員が添付資料を確認し、各所得・所得控除に関する内容を補完します。

必須項目

- 【全員が記入】 住所、氏名などご本人様に関する情報（申告書表面上部）
- 【該当者が記入】 ⑰寡婦控除 ⑱ひとり親控除 ⑲勤労学生控除
 ⑳障害者控除 ㉑配偶者（特別）控除 ㉒扶養控除

【重要】 必須項目の記入内容は原則職員が補完できません。記入もれがある場合は控除の適用が受けられずに税額が高くなる可能性がありますのでご注意ください。

◎納税通知書の発送について

- ◆ **普通徴収** …ご自分で年4回で納めて頂く方
ご自分で納付書や口座引き落としにより市県民税・森林環境税を納めて頂く方には令和6年6月中旬頃市民税・県民税・森林環境税納税決定通知書を送付いたします。非課税の方にはお送りしていませんので、あらかじめご了承ください。
- ◆ **年金特別徴収** …年金から引き去り年6回で納めて頂く方
令和6年4月1日時点で65歳以上の方は、原則として年金より市県民税・森林環境税が引き去りされます。対象となる方には令和6年6月中旬頃市民税・県民税・森林環境税納税決定通知書を送付いたします。
- ◆ **給与特別徴収** …給与から引き去り年12回で納めて頂く方
給与所得を受け取る方は毎月の給与の支払いから市県民税・森林環境税が引き去りされ、給与支払者（事業所等）がまとめて納入します。対象となる方には事業所を経由して、令和6年5月中旬頃市民税・県民税・森林環境税納税決定通知書を送付いたします。
- ◆ **併用徴収** …複数の方法で納めて頂く方
2つ以上の納税方法がある方（例：年金収入と給与収入がある方など）は、給与特別徴収分を5月に、普通徴収分と年金特別徴収分を6月にそれぞれ送付します。

所得の計算方法

以下のア～シ、①～⑫は市民税・県民税申告書の収入所得欄に対応しています

◎ 営業・農業・不動産・業務及びその他雑所得の計算 ※收支内訳書などに記入して合わせてご提出ください

$$\boxed{\text{ア・イ・ウ・ク 収入金額}} - \boxed{\text{必要経費}} - \boxed{\text{(専従者控除)}} = \boxed{\text{①・②・③・⑧ 所得金額}}$$

◎ 給与所得の計算欄

給与の収入金額	カ	円
カの金額	給与所得の計算	
0円 ～ 550,999円	B 0円	
551,000円 ～ 1,618,999円	B カ - 550,000円	
1,619,000円 ～ 1,619,999円	B 1,069,000円	
1,620,000円 ～ 1,621,999円	B 1,070,000円	
1,622,000円 ～ 1,623,999円	B 1,072,000円	
1,624,000円 ～ 1,627,999円	B 1,074,000円	
1,628,000円 ～ 1,799,999円	カ÷4(千円未満の端数切捨て) A <input type="text"/> 円	A×2.4+100,000 B <input type="text"/> 円
1,800,000円 ～ 3,599,999円	カ÷4(千円未満の端数切捨て) A <input type="text"/> 円	A×2.8-80,000 B <input type="text"/> 円
3,600,000円 ～ 6,599,999円	カ÷4(千円未満の端数切捨て) A <input type="text"/> 円	A×3.2-440,000 B <input type="text"/> 円
6,600,000円 ～ 8,499,999円	カ×0.9-1,100,000 B <input type="text"/> 円	
8,500,000円 ～	カ-1,950,000 B <input type="text"/> 円	

※カが8,500,001円以上で次のいずれかに該当する場合	※カが8,500,000円以下、又はカが8,500,001円以上で左の条件に当てはまらない場合
◎本人が特別障害者 ◎23歳未満の扶養親族を有する ◎特別障害者である扶養親族(配偶者含)を有する (カ-8,500,000円)×10%(上限 150,000円) C <input type="text"/> 円	C 0 円
B-C	D <input type="text"/> 円

給与所得Bと公的年金等に係る雑所得⑦(右の計算欄)がある方で両方の合計が100,001円以上の方	左の条件に当てはまらない人
B(上限10万円)+⑦(上限10万円)-100,000円 E <input type="text"/> 円	E 0 円
D-E	⑥ <input type="text"/> 円

◎ 総合譲渡・一時所得の計算欄

総合譲渡	短期	長期	一時	収入金額	必要経費	差引金額 (収入金額-必要経費)	特別控除額※	所得金額 (差引金額-特別控除額)
				円	円	円	円	円
				円	円	円	円	円
				円	円	円	円	円
合計								⑩ <input type="text"/> 円
コ+[(サ+シ)×1/2]								

※特別控除額は原則として50万円です。差引金額が50万円に満たない場合はその全額となります。なお土地建物等の譲渡所得の特例が適用される場合はこの限りではありません。

所得控除及び人的控除の差(※)

※所得税と市県民税の人的控除金額に差のあるものについて記載しています

◎ 所得から差し引かれる金額(令和5年1月～令和5年12月に支払ったもの)

以下⑬～⑳は市民税・県民税申告書の所得から差し引かれる金額欄に対応しています

控除種類	内容【控除額】
⑬ 社会保険料控除	あなたや生計を一にする親族が負担すべき国民健康保険税、国民年金保険料、介護保険料などを支払った場合【控除額：支払額の合計】 ※年金から特別徴収された介護保険料等は特別徴収された方以外の控除とすることはできません。
⑭ 小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済等掛金、心身障害者扶養共済掛金及び確定拠出年金などを、あなたが支払った場合【控除額：支払額の合計】
⑮ 生命保険料控除	あなたが支払った一般の生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料がある場合【控除額：以下の計算式等を参考に求めてください(限度額7万円)】

○計算式① 新保険料(平成24年1月1日以降契約分)

保険料の支払額①	控除額
12,000円以下	保険料の全額②
12,001円～32,000円	②×1/2+6,000円
32,001円～56,000円	②×1/4+14,000円
56,000円超	28,000円

○計算式② 旧保険料(平成23年12月31日以前契約分)

保険料の支払額③	控除額
15,000円以下	保険料の全額④
15,001円～40,000円	④×1/2+7,500円
40,001円～70,000円	④×1/4+17,500円
70,000円超	35,000円

介護医療 新保険料の合計 C 円

③の金額を計算式①に当てはめて計算した金額を下のロへ

一般	新保険料の合計 A <input type="text"/> 円	Aの金額を計算式①に当てはめて計算した金額を右の1へ	限度額28,000円	1 <input type="text"/> 円
	旧保険料の合計 B <input type="text"/> 円	Bの金額を計算式②に当てはめて計算した金額を右の2へ	限度額35,000円	2 <input type="text"/> 円
個人年金	新保険料の合計 D <input type="text"/> 円	Dの金額を計算式①に当てはめて計算した金額を右の4へ	(1+2)限度額28,000円	3 <input type="text"/> 円
	旧保険料の合計 E <input type="text"/> 円	Eの金額を計算式②に当てはめて計算した金額を右の5へ	2と3のいずれか大きい額	4 <input type="text"/> 円
			5と6のいずれか大きい額	5 <input type="text"/> 円

※控除額の計算において算出した金額に1円未満の端数があるときは、端数を切り上げ

◎ 公的年金に係る雑所得の計算欄

年金の収入金額	キ	円	
年齢65歳以上の人(昭和34年1月1日以前に生まれた人)	公的年金等に係る雑所得の計算		
公的年金等の収入金額(キ)	公的年金以外の合計所得金額※		
～1,000,000円	10,000,001～20,000,000円	20,000,001円～	
～3,299,999円	キ-1,100,000	キ-1,000,000	キ-900,000
3,300,000円～4,099,999円	キ×0.75-275,000	キ×0.75-175,000	キ×0.75-75,000
4,100,000円～7,699,999円	キ×0.85-685,000	キ×0.85-585,000	キ×0.85-485,000
7,700,000円～9,999,999円	キ×0.95-1,455,000	キ×0.95-1,355,000	キ×0.95-1,255,000
10,000,000円～	キ-1,955,000	キ-1,855,000	キ-1,755,000
計算結果	⑦ <input type="text"/> 円		

年金の収入金額	キ	円	
年齢65歳未満の人(昭和34年1月2日以降に生まれた人)	公的年金等に係る雑所得の計算		
公的年金等の収入金額(キ)	公的年金以外の合計所得金額※		
～1,000,000円	10,000,001～20,000,000円	20,000,001円～	
～1,299,999円	キ-600,000	キ-500,000	キ-400,000
1,300,000円～4,099,999円	キ×0.75-275,000	キ×0.75-175,000	キ×0.75-75,000
4,100,000円～7,699,999円	キ×0.85-685,000	キ×0.85-585,000	キ×0.85-485,000
7,700,000円～9,999,999円	キ×0.95-1,455,000	キ×0.95-1,355,000	キ×0.95-1,255,000
10,000,000円～	キ-1,955,000	キ-1,855,000	キ-1,755,000
計算結果	⑦ <input type="text"/> 円		

※公的年金以外の合計所得金額とは、公的年金等の収入がないものとして計算した所得の合計額(給与所得の場合は◎給与所得の計算中のDの金額)です。営業・農業・不動産・業務及びその他雑所得がある方は◎営業・農業・不動産・業務及びその他雑所得の計算を参照してください。総合譲渡・一時所得の計算は◎総合譲渡・一時所得の計算欄を参照してください。それ以外の所得を有する方で不明な点がある方は御殿場市役所課税課市民税スタッフまでお問い合わせください。

⑯ 地震保険料控除	地震保険契約について、あなたが支払った保険料等がある場合【控除額：以下の計算式等を参考に求めてください(限度額2万5千円)】																																										
	<table border="1" style="display: inline-table; margin-right: 20px;"> <tr> <th>区分</th> <th>保険料の支払額①</th> <th>控除額</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">地震保険料</td> <td>50,000円以下</td> <td>①×1/2</td> </tr> <tr> <td>50,000円超</td> <td>25,000円</td> </tr> </table> <table border="1" style="display: inline-table;"> <tr> <th>区分</th> <th>保険料の支払額②</th> <th>控除額</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">旧長期損害保険料</td> <td>5,000円以下</td> <td>保険料全額③</td> </tr> <tr> <td>5,001円～15,000円</td> <td>③×1/2+2,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>15,000円超</td> <td>10,000円</td> </tr> </table>	区分	保険料の支払額①	控除額	地震保険料	50,000円以下	①×1/2	50,000円超	25,000円	区分	保険料の支払額②	控除額	旧長期損害保険料	5,000円以下	保険料全額③	5,001円～15,000円	③×1/2+2,500円		15,000円超	10,000円																							
区分	保険料の支払額①	控除額																																									
地震保険料	50,000円以下	①×1/2																																									
	50,000円超	25,000円																																									
区分	保険料の支払額②	控除額																																									
旧長期損害保険料	5,000円以下	保険料全額③																																									
	5,001円～15,000円	③×1/2+2,500円																																									
	15,000円超	10,000円																																									
⑰ 寡婦・ひとり親控除	以下の①②のいずれかに該当する人(女性のみ) ①夫と死別した後に婚姻していない、又は夫の生死が明らかでない人で下の③④の条件を満たす人 ②夫と離婚した後に婚姻をしていない人で扶養親族を有し下の③④の条件を満たす人 ※①②ともにひとり親控除に当てはまる人は除く 以下のすべてに該当する人(男性・女性とも) ①現に婚姻をしていない配偶者の生死が明らかでない ②前年の総所得金額等が48万円以下の子を有する ③前年の合計所得金額が500万円以下である ④事実上の婚姻関係と同様の事情にある人がいない																																										
⑱ 勤労学生控除	あなたが学生で前年の合計所得金額が75万円以下、かつ給与所得等以外の所得が10万円以下(在学証明書等の添付を要する)																																										
⑲ 障害者控除	あなたや同一生計配偶者※及び扶養親族が障害者の場合 <table border="1" style="display: inline-table; margin-right: 20px;"> <tr> <th>区分</th> <th>控除額</th> <th>人的控除の差</th> </tr> <tr> <td>普通障害者</td> <td>26万円</td> <td>1万円</td> </tr> </table> <table border="1" style="display: inline-table;"> <tr> <th>区分</th> <th>控除額</th> <th>人的控除の差</th> </tr> <tr> <td>特別障害者</td> <td>30万円</td> <td>10万円</td> </tr> <tr> <td>同居特別障害者</td> <td>53万円</td> <td>22万円</td> </tr> </table>	区分	控除額	人的控除の差	普通障害者	26万円	1万円	区分	控除額	人的控除の差	特別障害者	30万円	10万円	同居特別障害者	53万円	22万円																											
区分	控除額	人的控除の差																																									
普通障害者	26万円	1万円																																									
区分	控除額	人的控除の差																																									
特別障害者	30万円	10万円																																									
同居特別障害者	53万円	22万円																																									
⑳ 配偶者控除	あなたが生計を一にする配偶者(※)を有している場合 一般の控除対象配偶者…昭和29年1月2日以後生まれ 老人控除対象配偶者…昭和29年1月1日以前生まれ <table border="1" style="display: inline-table; margin-right: 20px;"> <tr> <th>区分</th> <th>控除額</th> <th>人的控除の差</th> </tr> <tr> <td>配偶者控除</td> <td>26万円</td> <td>1万円</td> </tr> </table> <table border="1" style="display: inline-table;"> <tr> <th>区分</th> <th>控除額</th> <th>人的控除の差</th> </tr> <tr> <td>配偶者控除</td> <td>26万円</td> <td>1万円</td> </tr> </table>	区分	控除額	人的控除の差	配偶者控除	26万円	1万円	区分	控除額	人的控除の差	配偶者控除	26万円	1万円																														
区分	控除額	人的控除の差																																									
配偶者控除	26万円	1万円																																									
区分	控除額	人的控除の差																																									
配偶者控除	26万円	1万円																																									
㉑ 配偶者特別控除	配偶者控除・配偶者特別控除の控除額一覧表 <table border="1" style="display: inline-table; margin-right: 20px;"> <tr> <th rowspan="2">配偶者の合計所得金額</th> <th colspan="3">納税義務者の合計所得金額</th> </tr> <tr> <th>～900万円</th> <th>～950万円</th> <th>～1,000万円</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">配偶者控除</td> <td>一般</td> <td>33万円</td> <td>22万円</td> </tr> <tr> <td>老人</td> <td>38万円</td> <td>26万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">配偶者特別控除</td> <td>～100万円</td> <td>33万円</td> <td>22万円</td> </tr> <tr> <td>～105万円</td> <td>31万円</td> <td>21万円</td> </tr> <tr> <td>～110万円</td> <td>26万円</td> <td>18万円</td> </tr> <tr> <td>～115万円</td> <td>21万円</td> <td>14万円</td> </tr> <tr> <td>～120万円</td> <td>16万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>～125万円</td> <td>11万円</td> <td>8万円</td> </tr> <tr> <td>～130万円</td> <td>6万円</td> <td>4万円</td> </tr> <tr> <td>～133万円</td> <td>3万円</td> <td>2万円</td> </tr> <tr> <td>133万円～</td> <td></td> <td>なし</td> </tr> </table>	配偶者の合計所得金額	納税義務者の合計所得金額			～900万円	～950万円	～1,000万円	配偶者控除	一般	33万円	22万円	老人	38万円	26万円	配偶者特別控除	～100万円	33万円	22万円	～105万円	31万円	21万円	～110万円	26万円	18万円	～115万円	21万円	14万円	～120万円	16万円	11万円	～125万円	11万円	8万円	～130万円	6万円	4万円	～133万円	3万円	2万円	133万円～		なし
配偶者の合計所得金額	納税義務者の合計所得金額																																										
	～900万円	～950万円	～1,000万円																																								
配偶者控除	一般	33万円	22万円																																								
	老人	38万円	26万円																																								
配偶者特別控除	～100万円	33万円	22万円																																								
	～105万円	31万円	21万円																																								
	～110万円	26万円	18万円																																								
	～115万円	21万円	14万円																																								
	～120万円	16万円	11万円																																								
	～125万円	11万円	8万円																																								
	～130万円	6万円	4万円																																								
	～133万円	3万円	2万円																																								
	133万円～		なし																																								
	㉒ 扶養控除	あなたが生計を一にする扶養親族(合計所得金額48万円以下)を有している場合 <table border="1" style="display: inline-table; margin-right: 20px;"> <tr> <th>区分</th> <th>該当者</th> <th>控除額</th> <th>差</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">一般</td> <td>昭和29年1月2日～平成13年1月1日または平成17年1月2日～平成20年1月1日生まれ</td> <td>33万円</td> <td>5万円</td> </tr> <tr> <td>特定</td> <td>45万円</td> <td>18万円</td> </tr> <tr> <td>老人</td> <td>昭和29年1月1日以前生まれ</td> <td>38万円</td> <td>10万円</td> </tr> </table> <table border="1" style="display: inline-table;"> <tr> <th>区分</th> <th>該当者</th> <th>控除額</th> <th>差</th> </tr> <tr> <td>同居</td> <td>老人扶養のうち、あなたや配偶者の直系尊属</td> <td>45万円</td> <td>13万円</td> </tr> <tr> <td>年少</td> <td>平成19年1月2日以降生まれ</td> <td>0円</td> <td>なし</td> </tr> </table>	区分	該当者	控除額	差	一般	昭和29年1月2日～平成13年1月1日または平成17年1月2日～平成20年1月1日生まれ	33万円	5万円	特定	45万円	18万円	老人	昭和29年1月1日以前生まれ	38万円	10万円	区分	該当者	控除額	差	同居	老人扶養のうち、あなたや配偶者の直系尊属	45万円	13万円	年少	平成19年1月2日以降生まれ	0円	なし														
区分	該当者	控除額	差																																								
一般	昭和29年1月2日～平成13年1月1日または平成17年1月2日～平成20年1月1日生まれ	33万円	5万円																																								
	特定	45万円	18万円																																								
老人	昭和29年1月1日以前生まれ	38万円	10万円																																								
区分	該当者	控除額	差																																								
同居	老人扶養のうち、あなたや配偶者の直系尊属	45万円	13万円																																								
年少	平成19年1月2日以降生まれ	0円	なし																																								
㉓ 基礎控除	<table border="1" style="display: inline-table; margin-right: 20px;"> <tr> <th>合計所得金額</th> <th>控除額</th> <th>人的控除の差</th> </tr> <tr> <td>24,000,000円以下</td> <td>43万円</td> <td>5万円</td> </tr> <tr> <td>24,000,001円～24,500,000円</td> <td>29万円</td> <td></td> </tr> </table> <table border="1" style="display: inline-table;"> <tr> <th>合計所得金額</th> <th>控除額</th> <th>人的控除の差</th> </tr> <tr> <td>24,500,001円～25,000,000円</td> <td>15万円</td> <td>5万円</td> </tr> <tr> <td>25,000,000円超</td> <td>0円</td> <td>なし</td> </tr> </table>	合計所得金額	控除額	人的控除の差	24,000,000円以下	43万円	5万円	24,000,001円～24,500,000円	29万円		合計所得金額	控除額	人的控除の差	24,500,001円～25,000,000円	15万円	5万円	25,000,000円超	0円	なし																								
合計所得金額	控除額	人的控除の差																																									
24,000,000円以下	43万円	5万円																																									
24,000,001円～24,500,000円	29万円																																										
合計所得金額	控除額	人的控除の差																																									
24,500,001円～25,000,000円	15万円	5万円																																									
25,000,000円超	0円	なし																																									
㉔ 雑損控除	災害、盗難、横領等により損失が生じた場合 損害金額-保険金等で補填される金額=差引損失額 ア 差引損失額-総所得金額等の10% イ 差引損失額のうち災害関連支出-5万円 【控除額：アとイのいずれか多い金額】																																										
㉕ 医療費控除	あなたが生計を一にする親族の医療費をあなたが支払った場合 $\left(\begin{matrix} \text{支払った} \\ \text{医療費} \end{matrix} \right) - \left(\begin{matrix} \text{保険等} \\ \text{補填金} \end{matrix} \right) - \left(\begin{matrix} 10\text{万円か総所得金額等の}5\% \\ \text{のいずれか少ない方の金額} \end{matrix} \right) = \text{【控除額：(限度額200万円)】}$ ※医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)を受ける場合、購入費の1万2千円を超える部分(限度額8万8千円)																																										

非課税の計算について

- ◎ 1/1時点で以下の状況に当てはまる人にはその年度の市県民税が課税されません
 - 生活保護法の規定による生活扶助を受けている人
 - 障害者・未成年者・寡婦又はひとり親で前年の合計所得金額が135万円以下の人

- ◎ 前年の合計所得金額が以下の計算式等より少ない人には均等割が課税されません
 - 同一生計配偶者や扶養親族のある人 $28\text{万円} \times (\text{同一生計配偶者} + \text{扶養親族数} + 1) + 26\text{万}8\text{千円}$
 - 同一生計配偶者や扶養親族のない人 38万円
 ※16歳未満の扶養親族の人数も「扶養親族数」に含めて計算してください。

- ◎ 前年の合計所得金額が以下の計算式等より少ない人には所得割が課税されません
 - 同一生計配偶者や扶養親族のある人 $35\text{万円} \times (\text{同一生計配偶者} + \text{扶養親族数} + 1) + 42\text{万円}$
 - 同一生計配偶者や扶養親族のない人 45万円
 ※16歳未満の扶養親族の人数も「扶養親族数」に含めて計算してください。

◎ 合計所得金額とは
 市民税・県民税の所得の計算を行い、「2 所得金額」欄の⑫合計に記載された金額と、上場株式等の配当所得、土地建物等の譲渡所得、株式等の譲渡所得、先物取引にかかる雑所得、山林所得金額などの分離課税の所得のすべての合計金額を指します。分離課税される所得が無い場合は「2 所得金額」欄の⑫合計の金額を指します。